

# 高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス

## 教育研究センター長選考等規則

令和5年3月17日  
規則第101号

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第39条第2項の規定に基づき、高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター長（以下「センター長」という。）の選考及び任期等に関し必要な事項を定める。

### (選考)

第2条 センター長の選考は、学長が行う。この場合において、農林海洋科学部教授会（以下「教授会」という。）は、学長に2人以上のセンター長候補者を推薦する。

2 学長は、前項の規定により推薦された候補者について面接を行い、その結果を考慮してセンター長を指名し任命する。

3 教授会は、第1項の候補者の推薦を行うに当たっては、候補者の略歴及び選考過程を添付するものとする。

4 学長は、センター長を指名したときは、役職員に周知するとともに、教授会にその理由を説明するものとする。

### (資格)

第3条 センター長の資格は、農林海洋科学部専任担当として配置された教授（教授予定者を含む。）とする。

2 センター長は、学識が優れ、教育研究に関し識見を有し、かつ、管理運営能力を有する者とする。

### (選考の時期)

第4条 センター長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) センター長の任期が満了するとき。

(2) センター長が辞任を申し出たとき。

(3) センター長が解任されたとき。

(4) センター長が欠員となったとき。

2 前項第1号の場合にあっては、任期満了の日から1月前までに、同項第2号から第4号までにあっては、速やかに選考を行う。

(任期)

第5条 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

2 前条第1項第2号から第4号までの場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とし、その期間は、前項ただし書の期間に算入しないものとする。

(本人への通知)

第6条 学長は、第2条第2項の規定によりセンター長を指名したときは、遅滞なく、指名した者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による本人への通知は、教授会を通じて行うものとする。

(解任)

第7条 学長は、センター長が次のいずれかに該当するとき、その他センター長たるに適しないと認めるときは、役員会の承認を得てセンター長を解任することができる。この場合において学長は、教授会に解任の理由を説明するものとする。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

2 教授会構成員の3分の2以上の署名をもってセンター長解任の請求があったときは、学長は、センター長の解任について役員会に諮るものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センター長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 「初代農林海洋科学部長の選考等について(令和4年10月17日学長裁定)」に基づき選考され、この規則の施行の日に任命される農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター長は、この規則により選考されたものとみなす。この場合において、当該センター長の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとし、同条同項ただし書中「4年」とあるのは、「3年」と読み替えるものとする。

3 高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター長選考等規則(平成27年規則第89号)は、廃止する。

4 この規則の施行の日以後に任命される、学生が在籍する間存続する農学部附属暖地フ

フィールドサイエンス教育研究センター長及び平成 28 年 4 月 1 日設置の農林海洋科学部  
附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター長は、この規則の規定に基づき選考さ  
れ任命される令和 5 年 4 月 1 日設置の農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教  
育研究センター長をもって充てる。